

○周防大島町営住宅等家賃減免基準要綱

平成22年4月1日

告示第31号

改正 平成27年3月25日告示第14号

平成27年12月25日告示第95号

平成28年3月30日告示第20号

周防大島町営住宅家賃等減免基準要綱(平成16年周防大島町告示第93号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、周防大島町営住宅及び一般住宅条例(平成16年周防大島町条例第192号)第16条に規定する家賃の減免の事務取扱等を定めることを目的とする。

(家賃の減免対象)

第2条 家賃の減免対象者は、原則として町営住宅等に入居している者で次の各号に該当し、家賃の納付が著しく困難であると認められる者とする。

- (1) 入居者及び同居親族の所得月額(継続的な課税対象となる収入及び非課税所得とされている年金、給付金等の収入を基礎とし、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号の規定に準じて算出した額。以下同じ。)が令第2条第2項の入居者の収入の区分のうち、最低の入居者の区分する額の2分の1に満たない者
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 入居者又は同居者が離職し収入が著しく減少したとき。
- (5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(減免基準)

第3条 前条各号に該当する者については、次に掲げる表の左欄の区分に応じ右欄の率を家賃の額に乗じて算出した額を減額する。ただし、減額すべき額に

100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

減免対象者		減免率
入居収入基準の1/2未満	市町村民税非課税世帯	50%
	市町村民税非課税世帯を除く世帯	25%
入居者又は同居者が病気にかかったとき		50%
入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき		50%
入居者又は同居者が離職し収入が著しく減少したとき		50%
その他特別の事情があるとき		50%

(減免の期間等)

第4条 第2条各号に該当する場合にあっては、毎年4月の家賃から翌年3月の家賃までとし、該当者から毎年3月末日までに減免の申請をさせること。ただし、途中から申請書の提出があったものは、申請書の提出があった翌月から適用すること。

(減免の手続)

第5条 第2条各号に該当する者については、町営住宅等家賃減免申請書(様式第1号)を提出させるものとする。なお、個人番号を記載しない場合、収入の額を証明する書類を添付しなければならない。

(町における措置)

第6条 町長は、申請書を審査した上町営住宅等家賃減免承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日告示第14号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日告示第95号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、第2条の規定による改正前の周防大島町子育て支援短期利用事業実施要綱、第3条の規定による改正前の周防大島町多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱、第4条の規定による改正前の周防大島町障害者就労施設通所交通費助成事業実施要綱、第5条の規定による改正前の周防大島町コミュニケーション支援事業実施要綱、第6条の規定による改正前の周防大島町日常生活用具給付事業実施要綱、第7条の規定による改正前の周防大島町移動支援事業実施要綱、第8条の規定による改正前の周防大島町日中一時支援事業実施要綱、第9条の規定による改正前の周防大島町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱、第10条の規定による改正前の周防大島町営住宅等家賃減免基準要綱及び第11条の規定による改正前の周防大島町住宅改修費給付事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

町営住宅等家賃減免申請書

年 月 日

周防大島町長

様

入居者氏名

㊦

電話番号

—

私は、次のとおり著しく生活に困窮し家賃を納付することが困難でありますので、家賃を減免して下さるよう申請いたします。

入居住宅	住宅名 住宅 号					
	所在地 周防大島町大字					
	月額家賃 円					
同居親族	続柄	氏名 個人番号	生年月日	職業	収入	収入種別
	本人	-----				遺族・障害・その他
		-----				遺族・障害・その他
		-----				遺族・障害・その他
		-----				遺族・障害・その他
		-----				遺族・障害・その他
	計	人				
減免希望期間	年 月 日から 年 月 日まで					
減免希望理由						

添付書類

- 1 遺族年金・障害年金・児童扶養手当等の非課税収入のある場合には収入を証明する年金証書・年金支払通知書等の写しを添付してください。
- 2 個人番号を記載しない場合は、その他記載事項について証明できる書類。
- 3 虚偽の収入を申告した場合には、さかのぼって本来家賃を納入していただきます。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

〒 ー

周防大島町大字

住宅 号

様

町営住宅等家賃減免承認(不承認)通知書

周防大島町長

年 月 日付けで申請のあった家賃の減免について、次のとおり承認(不承認)と決定したので通知します。

現 在 の 家 賃	月 額	円
減 免 す る 額	月 額	円
減 免 後 の 家 賃	月 額	円
減 免 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
減 免 を す る 理 由		
不 承 認 の 理 由		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に周防大島町長に対して審査請求をすることができます。